『ユーリカ民法 2 物権・担保物権』第 1 刷 (2018 年 4 月発行) において、誤りがございました。 謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

法律文化社

正誤表

該当箇所	正	誤
目次 xii 頁	第2 <u>部</u>	第2 <u>編</u>
81 頁 下から4行目以下	自主占有とは、自分が所有の	自主占有とは、自分が所有権
	<u>意思をもって</u> 物を占有してい	等の本権を持っていることに
	ることをいい,それ以外の占	<u>より、</u> 物を占有していること
	有を「他主占有」という。	をいい、他主占有とは、自分
		以外の者が所有権等の本権を
		持っていることを前提に、そ
		<u>の</u> 者のために物を占有してい
		<u>ることをいう</u> 。
82 頁 下から1行目	占有代理人	代理占有人
83頁 上から1,4,9行目		
92 頁 下から8行目	本権の訴え	本 <u>件</u> の訴え
97 頁 上から 10 行目	414条 1 項本文,民執 177条	414条 <u>2項但書</u>
	<u>1 項本文</u>	
118頁 上から7行目	▶▶▶ 2 相当期間の使用禁止	▶▶▶2 相当期間の使用 <u>停止</u>
129頁 下から8行目	小作料の免除や減額 <u>の</u> 請求	小作料の免除や減額を請求
150 頁 下から 8~9 行目	少額の被担保債権に対し、過	少額の被担保債権に対し、過
	大な価額の物が占有されてい	大な価額の物が占有されてい
	るのは、債務者としても不都	る場合は、債務者にとって好
	合であるからである。	都合である。
156 頁 下から 2 行目	動産競売の申立ては,	動産競売を申立ては、
162 頁 上から 6~7 行目	目的物の特定 <u>を</u> しなければ	目的物の特定しなければ
176 頁 下から 3~4 行目	昭和 54 (1979) 年	昭和 53 (1978) 年
205 頁 下から 11 行目	原抵当権の債務者等は、 <u>転</u> 抵	原抵当権の債務者等は、 <u>原</u> 抵
	当権の	当権の
205 頁 下から 10 行目	<u>転</u> 抵当権を消滅させ,	<u>原</u> 抵当権を消滅させ,
207 頁 下から 13 行目	Cの被担保債権は 2000 万円	C の被担保債権は <u>200</u> 万円
214 頁 上から 16 行目	権利 <u>と</u> して	権利して